

◎佐賀県条例第10号

佐賀県監査委員条例の一部を改正する条例

佐賀県監査委員条例（昭和39年佐賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(議員のうちから選任する監査委員)</p> <p>第2条 法第196条第1項の規定により、<u>議員のうちから選任する</u>監査委員の数は、1人とする。</p> <p>(要求監査及び住民請求監査)</p> <p>第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第242条第1項又は第243条の2第3項の規定による監査の要求又は請求を受けたときは、10日以内に、監査を開始しなければならない。ただし、法第75条第1項又は第242条第1項の規定による監査の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて法第252条の27第3項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(決算審査等)</p> <p>第8条 法第233条第2項の規定による決算及び証書類等並びに法第241条第5項の規定による基金の審査意見は審査に付された日から60日以内に、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による決算及び証書類の審査意見は審査に付された日から30日以内に、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定による健全化判断比率及びその算定の基</p>	<p>(議員のうちから選任する監査委員)</p> <p>第2条 法第196条第6項の議員のうちから<u>選任される</u>監査委員の数は、1人とする。</p> <p>(要求監査及び住民請求監査)</p> <p>第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第242条第1項又は第243条の2の2第3項の規定による監査の要求又は請求を受けたときは、10日以内に、監査を開始しなければならない。ただし、法第75条第1項又は第242条第1項の規定による監査の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて法第252条の27第3項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(決算審査等)</p> <p>第8条 <u>法第150条第5項の規定による同条第1項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書、</u>法第233条第2項の規定による決算及び証書類等並びに法第241条第5項の規定による基金の審査意見は審査に付された日から60日以内に、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による決算及び証書類の審査意見は審査に付された日から30日以内に、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定による健全化判断比率及びその算定の基</p>

改正前	改正後
<p>礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「資金不足比率等」という。）（同法第2条第1号ロに規定する法非適用企業に係るものに限る。）の審査意見は審査に付された日から60日以内に、<u>資金不足比率等（同法第2条第1号イに規定する法適用企業に係るものに限る。）の審査意見は審査に付された日から30日以内に、知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見は、<u>審査に付された日から60日以内に知事に提出しなければならない。</u></p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。